



令和6年度（2024年度）

情報公開制度及び個人情報保護制度 の実施状況

越 谷 市

目 次

第1 はじめに

- 1 情報公開制度について…………… 2
- 2 個人情報保護制度について…………… 3

第2 情報公開制度の実施状況

- 1 公開請求の件数及び処理状況…………… 6
- 2 非公開決定等の理由…………… 7
- 3 公開請求の個別の処理状況…………… 8

第3 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報ファイルの保有状況…………… 2 2
- 2 保有個人情報の目的外利用の状況…………… 2 2
- 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況…………… 2 3
- 4 不開示決定等の理由…………… 2 4
- 5 開示請求の個別の処理状況…………… 2 4
- 6 保有個人情報の訂正、利用停止請求の件数及び処理状況…………… 2 4

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会…………… 2 7
- 2 審査会の開催状況…………… 2 7
- 3 審査請求の処理状況…………… 2 8
- 4 審査会答申…………… 2 9

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審議会…………… 4 5
- 2 審議会の開催状況…………… 4 5
- 3 審議会への意見照会の状況…………… 4 6
- 4 審議会答申…………… 4 7

第1 はじめに

1 情報公開制度について

(1) 制度の目的

情報公開制度とは、市が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開し、市民と市が市政に関する情報を共有する制度です。市の行政活動について説明する責任を全うするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

(2) 条例について

本市の情報公開制度は、越谷市情報公開条例に基づき運用しています。本条例は、平成11年10月1日に施行しており、その後、改正が行われ、現行条例は、令和5年4月1日から最終改正されたものが施行されております。

(3) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

(4) 情報公開制度の対象となる公文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次のものは除きます。

- ア 広報こしがや、新聞、市販の書籍など、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用できる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- イ 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(5) 公文書の公開を請求できる方

どなたでも請求することができます。

(6) 公開請求の受付から決定まで

総務課で職員と相談の上、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送又は電子申請でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から30日以内に公開するかしないかを決定し、書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

(7) 公文書の公開義務

実施機関は、請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければなりません。

＜非公開情報＞（※越谷市情報公開条例第7条各号に定められています。）

- 第1号 個人に関する情報
- 第2号 法人等に関する情報
- 第3号 国等との協力関係等に関する情報
- 第4号 公共等の安全等に関する情報
- 第5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 第6号 事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害するもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの
 - ウ 調査研究に係る事務に関するもの
 - エ 人事管理に係る事務に関するもの
 - オ アからエまでに掲げる以外のもの
- 第7号 法令秘情報

(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

(9) 公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

(10) 審査請求

公開決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

2 個人情報保護制度について

(1) 制度の目的

個人情報保護制度とは、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めたものです。

その1つに、ご本人からの請求により市が保有している個人情報の開示・訂正等を行うことができる制度があります。

(2) 法律について

令和4年度まで本市の個人情報保護制度は、越谷市個人情報保護条例に基づき運用していましたが、令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正により、法の適用範囲に市町村（議会を除く）等も含まれたことから、当該条例を廃止とし、越谷市個人情報の保護に関する法律施行条例及び越谷市議会の個人情報の保護に関する条例を施行しました。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

※議会、越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社は、法第2条第11項第2号における実施機関に該当しないため、本制度の対象外となっています。

(4) 個人情報の定義

ア 個人情報：生存する個人に関する情報であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」、又は「個人識別符号が含まれるもの」をいいます。

イ 保有個人情報：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもののうち、公文書に記録されているものをいいます。

(5) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求できる方

どなたでもご自身の個人情報の開示・訂正及び利用停止を請求することができます。

(6) 開示、訂正及び利用停止の請求の受付から決定まで

開示、訂正又は利用の停止の請求ができます。

総務課で職員と相談の上、保有個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、保有個人情報のご本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券など）の提示又は提出が必要になります。また、訂正請求書や利用停止請求書には「保有個人情報の開示を受けた日等」を記載する必要があり、法の規定による開示決定を受けたものでない場合には、請求の対象となりません。

実施機関は、開示、訂正又は利用の停止をするかどうかについて、請求があった日から30日以内に決定し、書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知

らせします。

(7) 保有個人情報の開示義務

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示しなければなりません。

＜不開示情報＞（※法第78条各号に定められています。）

- 第1号 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 第2号 開示請求者以外の個人に関する情報
- 第3号 法人等に関する情報
- 第4号 国の安全等に関する情報
- 第5号 公共の安全等に関する情報
- 第6号 審議、検討等に関する情報
- 第7号 事務又は事業に関する情報（次に掲げるおそれがあるもの）
 - イ 開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ等
 - ロ 開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、地方公共団体等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に阻害するおそれ
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ト 地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

(9) 開示、訂正及び利用停止に要する費用

手数料は無料です。なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

(10) 審査請求

開示決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

第2 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく令和6年度の公開請求の件数は180件で、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。

公開請求の対象となった公文書数は412文書で、その内訳は表2のとおりです。なお、部分公開を含め、文書不存在等による非公開、取下げを除いた公開率は99.5%となっています。

また、請求者の区分別件数は表3、主な請求内容は表4のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況

実施機関	請求 件数	処理 件数	処理状況							取 下 げ
			公開	部分 公開	非 公開	非公開	存否 不回答	不存在	その他	
市長	165	226	84	111	20	1	1	16	2	11
消防長	3	4	0	2	2	0	0	2	0	0
教育委員会	11	15	6	8	1	0	0	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	180	246	90	121	24	1	1	20	2	11

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表2 請求のあった実施機関別の公開請求の対象となった公文書数

実施機関	処理状況			合計 公文書数
	公開決定した 公文書数	部分公開決定 した公文書数	非公開決定し た公文書数	
市長	194	170	2	366
消防長	0	3	0	3
教育委員会	33	10	0	43
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0
議会	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0
合計公文書数	227	183	2	412

※ 文書不存在、その他による非公開決定は除きます。

表3 請求者の区分別件数

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	36
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	35
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	3
市内に存する学校に在学する者	0
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	0
その他上記に掲げる以外のもの	106
合 計	180

表4 主な請求内容

請求内容	処理件数	対象文書数
各種工事における金額入り設計書等	75	196
開発行為に関する届出書（開発行為等計画届出など）	41	50
建設リサイクル法に基づく解体等に関する届出台帳	21	22

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表5のとおりです。

表5 非公開又は部分公開の理由

理 由	件 数
個人に関する情報（第7条第1号）	98
法人等に関する情報（第7条第2号）	16
国等との協力関係等に関する情報（第7条第3号）	0
公共の安全等に関する情報（第7条第4号）	63
審議、検討又は協議に関する情報（第7条第5号）	2
事務又は事業に関する情報（第7条第6号）	31
法令秘情報（第7条第7号）	0
存否不回答（第10条）	1
文書不存在	20
その他	2
合 計	233

※ 1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

※ 存否不回答：公文書の存在の有無を答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合は、その公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。

※ その他：手数料を受けて交付している文書、窓口等で閲覧可能な文書で、条例の適用の対象外である場合などが該当になります。

3 公開請求の個別の処理状況

公開請求の個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続によることなく、積極的に情報提供をしています。

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
1	4/1	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年3月1日～令和6年3月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
2	4/1	越谷市職員措置請求に係る監査結果において、申請人が「ウッドデッキ」として捉えた工作物は「撤去済み」と記述があるが、監査委員の現地調査で、その工作物がなかったという事実を記録した文書（監査結果通知特定）	監査課	非公開	不存在	
3	4/1	水辺のまちづくり館敷地内BBQエリアの目隠し壁設置について ・市長宛の行政財産原状変更申請書（法人名特定） ・当該目隠し壁設置について（協議書特定）、市長名で承認した文書 ・市長から観光課長（氏名特定）へ委託及び授権が為された文書	経済振興課	非公開	不存在	
4	4/1	水辺のまちづくり館の分電盤の新設について ・市長宛の行政財産原状変更申請書（法人名特定） ・当該分電盤の新設について（協議書特定）、市長名で承認した文書 ・市長から観光課長（氏名特定）へ委託及び授権が為された文書	経済振興課	非公開	不存在	
5	4/1	水辺のまちづくり館敷地内BBQテント設置エリアの改修工事について ・市長宛の行政財産原状変更申請書（法人名特定） ・当該改修工事について（協議書特定）、市長名で承認した文書 ・市長から観光課長（氏名特定）へ委託及び授権が為された文書	経済振興課	非公開	不存在	
6	4/1	水辺のまちづくり館敷地内BBQテント設置エリアの改修工事について ・市長宛の行政財産原状変更申請書（法人名特定） ・当該改修工事について（協議書特定）、市長名で承認した文書 ・市長から経済振興課長（氏名特定）へ委託及び授権が為された文書	経済振興課	非公開	不存在	
7	4/2	開発行為等計画届 令和6年3月1日～令和6年3月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号	
8	4/3	金入り設計書 2件	営繕課	公開		
9	4/4	開発行為等計画届 令和6年3月1日～令和6年3月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
10	4/4	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年2月1日～令和6年4月4日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
11	4/5	令和5年度人権のつどいの支出明細（越谷市支出分）	人権・男女共同参画推進課	公開		
12	4/5	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年3月1日～令和6年3月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
13	4/8	特定車両の建築確認申請書及び確認済証並びに検査済証を取得していることが分かる文書	建築住宅課	非公開	不存在	
14	4/8	火災調査書（場所等特定）	谷中分署	部分公開	第7条第1号第6号オ	
15	4/11	令和5年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医・健康管理医執務調査票（産業医配置校分）	学務課	部分公開	第7条第1号第6号オ	
16	4/12	建設リサイクル法届出書（期間・住所特定）	建築住宅課	部分公開	第7条第1号第4号	
17	4/30	近隣説明等報告書 令和6年4月1日以降提出分	開発指導課			取下げ
18	4/30	開発行為等計画届 令和6年4月1日～令和6年4月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
19	4/30	「法令違反、是正指導発布要請申出書（日付、対象法人特定）」に伴う市の対応に関する一切の資料	建築住宅課	部分公開	第7条第1号第4号	
20	4/30	行政財産の土地・建物を特定法人に賃貸、使用許可、使用料減免等していることが分かる書類全部（行政財産の住所、法人特定）	経済振興課	公開 部分公開	第7条第4号	
21	5/1	開発行為等計画届 令和6年4月1日～令和6年4月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
22	5/7	開発行為等計画届 令和6年4月1日～令和6年4月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
23	5/9	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年4月1日～令和6年5月9日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
24	5/10	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年4月1日～令和6年5月10日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
25	5/14	越谷市保健所管轄内で開設しているあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師出張業務開設状況一覧表	保健総務課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
26	5/14	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年2月1日～令和6年4月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
27	5/23	・行政手続法第36条の規定に基づく申出書（場所特定）受理に伴う事情聴取について（伺い） ・令和6年5月23日時点における経過書	建築住宅課	部分公開	第7条第1号 第2号 第4号	
28	5/27	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
29	5/28	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
30	5/28	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
31	5/30	建設リサイクル法届出書（期間・住所特定）	建築住宅課	公開 部分公開	第7条第1号	
32	5/30	金入り設計書 1件	スポーツ振興課	公開		
33	5/30	金入り設計書 1件	学校管理課	公開		
34	5/30	金入り設計書 1件	学校管理課	公開		
35	5/31	近隣説明等報告書 令和6年5月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
36	5/31	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年5月1日～令和6年5月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
37	6/3	開発行為等計画届 令和6年5月1日～令和6年5月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
38	6/5	開発行為等計画届 令和6年5月1日～令和6年5月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
39	6/5	開発行為等計画届 令和6年5月1日～令和6年5月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
40	6/6	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
41	6/6	金入り設計書 2件	公園緑地課	公開		
			営繕課	公開		
42	6/6	工場立地法に基づく届出の情報 令和6年3月31日までの申請分	経済振興課			取下げ

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
43	6/10	・ハローワークに提出した大量離職通知書 ・雇用形態別の職員と離職者の男女別人数 ・会計年度任用職員の公募及び採用状況 ・離職者への再就職支援措置	人事課			取下げ
44	6/17	金入り設計書 1件	道路建設課	公開		
45	6/20	・市が行った是正指導に基づき、提出された是正計画書（対象法人、是正指導日特定） ・法令違反解消の確認結果が分かる文書	建築住宅課	部分公開	第7条第1号第2号第4号	
46	6/24	金入り設計書 16件	営繕課	公開		
47	6/24	6月15日開催のポリアモリー講座に係る文書 ・講座内容のレジュメ一式 ・講師の選定理由が分かる資料 ・講師への謝礼・講演料が分かる資料 ・実績報告書（支出の根拠）	人権・男女共同参画推進課	部分公開 非公開	第7条第1号 不存在	
48	6/25	金入り設計書 8件	営繕課	公開		
49	6/25	・第6次越谷市障がい者計画策定業務委託プロポーザルにおける評価項目ごとの採点表 ・同プロポーザル審査選定委員名簿 ・同プロポーザルにおいて選定された事業者の企画提案書	障害福祉課	公開 部分公開	第7条第1号第2号	
50	6/28	近隣説明等報告書 令和6年6月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
51	6/28	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年6月1日～令和6年6月28日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
52	7/1	平成7年3月24日付第1号建築基準法第86条第4項の規定による認定にかかる決裁文書一式のうち、平面図、立面図、断面図及び竣工図を除いた書類	建築住宅課	部分公開	第7条第1号第4号	
53	7/1	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
54	7/2	地番図及び家屋外形図（期間特定）	資産税課			取下げ
55	7/3	開発行為等計画届 令和6年6月1日～令和6年6月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
56	7/3	開発行為等計画届 令和6年6月1日～令和6年6月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
57	7/8	開発行為等計画届 令和6年6月1日～令和6年7月3日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
58	7/8	金入り設計書 12件	営繕課	公開		
59	7/9	金入り設計書 12件	営繕課	公開		
60	7/10	市が測量登記事務所と契約を締結し、支払いを行った際の金額が分かる文書(事務所、期間特定)	会計課	非公開	不存在	
61	7/10	マンション集会室の管理費等の支払いを要しないとする書面(マンション名特定)	公共施設マネジメント推進課	公開 部分公開	第7条 第4号	
62	7/10	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年6月1日～令和6年7月10日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
63	7/11	損害保険証券(保険料(契約金額)特定、保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日のもの)	安全衛生管理課	部分公開	第7条 第1号 第4号 第6号 才	
			市民活動支援課	部分公開	第7条 第1号 第4号 第6号 才	
			障害福祉課	部分公開	第7条 第4号	
			地域医療課	部分公開	第7条 第1号 第4号 第6号 才	
			環境政策課	部分公開	第7条 第1号 第4号 第6号 才	
			道路総務課	部分公開	第7条 第1号 第4号 第6号 才	
			河川課	部分公開	第7条 第4号 第6号 才	
			市街地整備課	部分公開	第7条 第4号 第6号 才	
			建築住宅課	部分公開	第7条 第4号 第6号 才	
			会計課	部分公開	第7条 第1号 第4号 第6号 才	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
64	7/11	損害保険証券（保険料（契約金額）特定、保険始期が令和5年6月1日～令和6年5月31日のもの）	スポーツ振興課	部分公開	第7条第4号第6号オ	
			指導課	部分公開	第7条第1号第4号第6号オ	
			給食課	部分公開	第7条第1号第4号第6号オ	
65	7/12	トレーラーハウスの運行についての臨時運行申請・許可文書（日付、けん引車及び運行ルート特定）	市民課	非公開	不存在	
66	7/22	・都市計画法の許可等に係る事前相談書及び関係書類（受付日等特定） ・上記事前相談への回答書	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
67	7/26	金入り設計書 3件	市街地整備課	公開		
			営繕課	公開		
68	7/26	金入り設計書 49件	市街地整備課	公開 部分公開	第7条第2号	
			下水道事業課	公開 部分公開	第7条第2号	
			道路建設課	公開 部分公開	第7条第2号	
			公園緑地課	公開		
			河川課	公開		
			維持管理課	公開 部分公開	第7条第2号	
			営繕課	公開		
69	7/29	日中サービス支援型共同生活援助事業について、市自立支援協議会が行った、実施状況等の評価・要望・助言等に関する文書（事業運営法人、期間特定）	障害福祉課	部分公開	第7条第1号第2号第4号第5号	
70	7/31	開発行為等計画届 令和6年7月4日～令和6年7月29日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
71	7/31	近隣説明等報告書 令和6年7月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
72	8/1	金入り設計書 2件	道路建設課	公開		
73	8/2	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年7月1日～令和6年7月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
74	8/5	開発行為等計画届 令和6年7月1日～令和6年7月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
75	8/5	開発行為等計画届 令和6年7月1日～令和6年7月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号	
76	8/6	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
77	8/7	建設リサイクル法届出書（期間・住所特定）	建築住宅課			取下げ
78	8/14	令和4年・令和5年の決算報告書、事業収支報告書、事業報告書、貸借対照表、総勘定元帳（法人特定）	経済振興課	公開 非公開	不存在 その他	
79	8/14	「まちの整備に関する条例」の手続きが行われたものを確認できる書類一式、地区計画の届出（場所等特定）	都市計画課	非公開	不存在	
			開発指導課	非公開	不存在	
80	8/20	金入り設計書 2件	道路建設課			取下げ
81	8/26	越谷市の全市立中学校における、生徒の服装、装飾品、頭髮、化粧、乗り物、校外活動等の外見や言動に関して定めた校則に相当するルールが記載された文書（最新版）	指導課	公開		
82	8/30	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年8月1日～令和6年8月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
83	9/2	金入り設計書 3件	営繕課	公開		
			公園緑地課	公開		
84	9/2	開発行為等計画届 令和6年8月1日～令和6年8月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号	
85	9/3	金入り設計書 2件	道路建設課	公開 部分公開	第7条 第2号	
86	9/4	開発行為等計画届 令和6年8月1日～令和6年8月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号 第4号	
87	9/9	金入り設計書 1件	維持管理課	公開		
88	9/9	開発行為等計画届 令和6年8月30日～令和6年9月6日受付分	開発指導課	部分公開	第7条 第1号	
89	9/9	トレーラーハウス及びテントに係る建築基準法2条1項の違反に関する経過書 （場所等特定）	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	
90	9/9	越谷市消防条例違反で指導、是正勧告を行った一切の件に関する文書（場所特定）	予防課	非公開	不存在	
91	9/11	・令和7年度使用中学校教科用図書採択に係る各学校調査報告 ・教科書展示会アンケート	指導課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
92	9/11	平成29年度埼葛人権を考えるつどい予算整理簿（越谷市が支出した分）	人権・男女共同参画推進課	公開		
93	9/19	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
94	9/20	金入り設計書 1件	道路総務課	公開		
95	9/20	金入り設計書 1件	道路総務課	公開		
96	9/20	金入り設計書 1件	河川課	公開		
97	9/25	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
98	9/25	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
99	9/27	金入り設計書 5件	営繕課	公開		
100	9/30	近隣説明等報告書 令和6年8月1日以降提出分	開発指導課			取下げ
101	9/30	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
102	10/1	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年9月1日～令和6年9月30日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
103	10/2	開発行為等計画届 令和6年9月1日～令和6年9月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
104	10/3	開発行為等計画届 令和6年9月1日～令和6年9月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
105	10/4	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
106	10/4	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年9月1日～令和6年10月3日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
107	10/23	建設リサイクル法届出書（期間・住所特定）	建築住宅課	公開 部分公開	第7条第1号	
108	10/24	開発行為等計画届 令和6年9月7日～令和6年10月18日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
109	10/24	金入り設計書 3件	下水道事業課 営繕課	公開 公開		
110	10/31	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年10月1日～令和6年10月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
111	11/1	損害保険証券（保険料（契約金額）特定、保険始期が令和5年8月1日～令和6年7月31日のもの）	安全衛生管理課	部分公開	第7条第1号第4号第6号才	
			市民活動支援課	部分公開	第7条第1号第4号第6号才	
			障害福祉課	部分公開	第7条第4号	
			地域医療課	部分公開	第7条第1号第4号第6号才	
			健康づくり推進課	部分公開	第7条第1号第4号第6号才	
			環境政策課	部分公開	第7条第1号第4号第6号才	
			道路総務課	部分公開	第7条第1号第4号第6号才	
			河川課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			下水道経営課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			市街地整備課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			建築住宅課	部分公開	第7条第4号第6号才	
			会計課	部分公開	第7条第1号第4号第6号才	
			庶務課	部分公開	第7条第4号第6号才	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
112	11/1	損害保険証券（保険料（契約金額）特定、保険始期が令和5年8月1日～令和6年7月31日のもの）	スポーツ振興課	部分公開	第7条第4号第6号オ	
			指導課	部分公開	第7条第1号第4号第6号オ	
			給食課	部分公開	第7条第1号第4号第6号オ	
113	11/1	開発行為等計画届 令和6年10月1日～令和6年10月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
114	11/5	開発行為等計画届 令和6年10月1日～令和6年10月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
115	11/5	令和5年度・令和6年度年金等申請支援事業の受注者名が分かる文書、令和5年度・令和6年度用年金等申請支援事業の見積書	生活福祉課	公開 部分公開	第7条第4号	
116	11/5	金入り設計書 1件	道路総務課	公開		
117	11/6	介護保険法等に基づく監査結果（法人特定）	福祉総務課	部分公開	第7条第1号第2号第4号	
118	11/8	金入り設計書 3件	道路建設課	公開 部分公開	第7条第2号	
119	11/8	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
120	11/12	金入り設計書 1件	河川課	公開		
121	11/13	男女共同参画支援センターの公募に係る事業計画書及び収支計画書（法人、期間特定）	人権・男女共同参画推進課	部分公開	第7条第1号第2号第4号	
122	11/13	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年10月4日～令和6年11月13日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
123	11/19	金入り設計書 1件	維持管理課	公開		
124	11/19	金入り設計書 1件	維持管理課	公開		
125	11/19	令和4年度年金等申請支援事業の入札時資料のうち特定の記載があるもの（法人特定）	生活福祉課	非公開	不存在	
126	11/19	市長、副市長への訪問日時、訪問先が分かる資料（人物、期間特定）	秘書課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
127	11/25	中央市民会館の指定管理者の直近公募時の提案書（事業計画書）とプレゼン資料（法人特定）	市民活動支援課	部分公開	第7条第1号第2号第4号	
128	11/25	昭和50年10月1日から平成16年9月30日までの間に小中学校の校舎として利用されていた建物の石綿使用の有無が分かる記録（学校特定）	学校管理課	公開		
129	11/28	金入り設計書 2件	河川課	公開		
			下水道事業課	公開		
130	11/29	令和6年度越谷市保健事業と介護予防の一体的実施個別の支援業務委託における受託事業者名・受託金額及び応札業者名・応札金額が分かる資料	国保年金課	公開		
131	11/29	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年11月1日～令和6年11月29日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
132	12/2	近隣説明等報告書 令和6年10月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
133	12/2	市民活動支援センターの指定管理者の直近公募時の提案書（事業計画書）とプレゼン資料（法人特定）	市民活動支援課			取下げ
134	12/2	開発行為等計画届 令和6年11月1日～令和6年11月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
135	12/3	金入り設計書 1件	河川課	公開		
136	12/4	開発行為等計画届 令和6年10月19日～令和6年12月1日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
137	12/5	開発行為等計画届 令和6年11月1日～令和6年11月30日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
138	12/10	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		
139	12/12	金入り設計書 2件	道路建設課	公開		
			営繕課	公開		
140	12/12	金入り設計書 1件	学校管理課	部分公開	第7条第1号第2号	
141	12/13	金入り設計書 3件	維持管理課	公開		
142	12/13	金入り設計書 1件	下水道事業課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
143	12/16	越谷市立病院職員の懲戒処分に関する文書	人事課	部分公開	第7条第1号第5号第6号オ	
			庶務課	公開 非公開	不存在	
144	12/17	越谷市年金等申請支援事業における令和4・5・6年度の第三者委託事業者一覧	生活福祉課	公開		
145	12/17	市長・副市長との第一応接室での面談記録内容及び防犯カメラ記録内容（人物、日付特定）	秘書課	非公開	不存在	
			庁舎管理課	非公開	第10条	
146	12/23	マンション集会室の管理状況、管理組合への説明、今後の管理方針等が分かる資料（場所、期間特定）	公共施設マネジメント推進課	部分公開 非公開	第7条第1号 不存在	
147	1/6	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年12月2日～令和6年12月28日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
148	1/6	開発行為等計画届 令和6年12月1日～令和6年12月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
149	1/8	開発行為等計画届 令和6年12月2日～令和6年12月27日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
150	1/8	開発行為等計画届 令和6年12月1日～令和6年12月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
151	1/14	金入り設計書 4件	道路建設課	公開 部分公開	第7条第2号	
			河川課	公開		
152	1/20	金入り設計書 2件	営繕課	公開		
153	1/28	建設リサイクル法届出等台帳 令和6年12月25日～令和7年1月28日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
154	2/3	建設リサイクル法届出等台帳 令和5年12月1日～令和7年2月3日受付分（住所特定）	建築住宅課			取下げ
155	2/3	開発行為等計画届 令和7年1月1日～令和7年1月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
156	2/5	開発行為等計画届 令和7年1月6日～令和7年1月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
157	2/5	開発行為等計画届 令和7年1月1日～令和7年1月31日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号第4号	
158	2/5	市内小学校学童保育室ごとの定員、学年別の利用者数、学童保育室利用不許可者の数	青少年課			取下げ

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
159	2/7	金入り設計書 4件	維持管理課 公園緑地課	公開 公開		
160	2/7	金入り設計書 4件	道路建設課 維持管理課	公開 公開		
161	2/10	病院又は診療所に関する行政処分等の資料（期間特定）	保健総務課	非公開	不存在	
162	2/12	令和7年1月1日現在で加入中の損害保険の保険証券及び明細書（除外契約特定）	総務課			取下げ
163	2/13	指導課が保有している文書のうち、以下のもの ・越谷市が後援として開催された関東地区小学校生活科・総合的な学習教育研究協議会の概要説明資料及び開会式等での挨拶者の一覧（時期、場所特定） ・当該協議会で記念講演及び基調講演を行った講師への謝礼金額が分かるもの ・前述の内容に付随する全ての文書	指導課	非公開	不存在	
164	2/18	金入り設計書 2件	営繕課	公開		
165	2/20	・立入検査結果通知書（時期、場所特定） ・防火管理者選任届出書及び消防計画変更届出書（期間、場所特定）	予防課	部分公開 非公開	第7条第1号 第4号 不存在	
166	2/21	金入り設計書 3件	道路総務課	公開		
167	2/25	地番図及び家屋外形図（期間特定）	資産税課	非公開	第7条第1号 その他	
168	3/3	開発行為等計画届 令和7年2月1日～令和7年2月28日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
169	3/4	建設リサイクル法届出等台帳 令和7年2月1日～令和7年2月28日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条第1号	
170	3/5	開発行為等計画届 令和7年2月3日～令和7年2月28日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
171	3/6	開発行為等計画届 令和7年2月1日～令和7年2月28日受付分	開発指導課	部分公開	第7条第1号 第4号	
172	3/10	金入り設計書 4件	維持管理課	公開		
173	3/10	近隣説明等報告書 令和6年12月1日以降提出分	開発指導課	部分公開	第7条第1号	
174	3/10	金入り設計書 1件	営繕課	公開		
175	3/10	金入り設計書 3件	河川課	公開		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の概要	所管課	決定の内容	非公開の理由	備考
176	3/10	金入り設計書 4件	下水道事業課	公開 部分公開	第7条 第2号 第4号	
177	3/13	金入り設計書 7件	下水道事業課	公開		
178	3/13	金入り設計書 1件	河川課	公開		
179	3/14	金入り設計書 3件	下水道事業課	公開		
			営繕課	公開		
180	3/31	建設リサイクル法届出等台帳 令和7年3月3日～令和7年3月31日受付分	建築住宅課	部分公開	第7条 第1号	

第3 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報ファイルの保有状況

令和5年度から個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が適用されたことに伴い、一部例外を除き、市における個人情報ファイルの利用目的や記録項目などをまとめた、個人情報ファイル簿（以下「ファイル簿」という。）の作成・公表が義務付けられました。（令和4年度以前は、市個人情報保護条例に基づいて、個人情報取扱事務について市長へ届出を行っていました。）

市は、個人情報ファイルを保有することとなったときは、それらを把握し、ファイル簿への掲載が必要であるかを判断した上で、ファイル簿へ追加する必要があります。ファイル簿については、事務所に備え置き市民が閲覧できるようにするなど、適切な方法で公表しなければなりません。

また、ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは修正を、ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは削除を行う必要があります（法第75条、政令第21条）。

令和6年度末時点で、個人情報ファイルは2,404件で、うち公表すべき個人情報ファイルは871件となっています。実施機関別の個人情報ファイルの保有状況については、表7のとおりです。

2 保有個人情報の目的外利用の状況

実施機関は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないこととされています（法第69条第1項）。（令和4年度以前は、市個人情報保護条例に基づいて、目的外利用毎に届出を求めています。）

ただし、法第69条第2項各号に規定する場合（本人の同意があるとき等）は、例外的に利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができます。

本市では、目的外利用の種別を“他からの提供の求めに応じて、その都度、法第69条の根拠を確認して対応する「個別的案件」”と“当初に法第69条の根拠を確認した上で、一定の相手方へ同一条件で年間を通じ継続的に提供等する「経常的案件」”に分けて整理し、各課所で目的外利用の案件を集計することとしています。

令和6年度末時点の保有個人情報の目的外利用の件数については、表7のとおりです。

表7 個人情報ファイルの保有及び目的外利用の状況

実施機関	個人情報ファイル 件数	うち、公表している 個人情報ファイル件数	目的外利用	
			個別的案件数	経常的案件数
市長	1,706	692	146	395
消防長	116	66	21	2
教育委員会	528	94	3	16
選挙管理委員会	15	4	0	0
公平委員会	1	0	0	0
監査委員	1	0	0	0
農業委員会	35	15	1	4
固定資産評価審査委員会	2	0	0	0
合計件数	2,404	871	171	417

3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

法に基づく令和6年度の開示請求の件数は35件で、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表8のとおりです。

開示請求の対象となった公文書数は162文書で、その内訳は表9のとおりです。なお、部分開示を含め、文書不存在による不開示、取下げを除いた開示率は94.2%となっています。

また、主な請求内容は表10のとおりです。

表8 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関	請求 件数	処理 件数	処理状況							取下 げ
			開示	部分 開示	不開 示	不開示	存否 不回答	不存在	その他	
市長	25	40	19	16	4	2	0	2	0	1
消防長	5	6	1	4	1	1	0	0	0	0
教育委員会	4	9	7	1	1	0	0	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	35	56	28	21	6	3	0	3	0	1

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表9 請求のあった実施機関別の開示請求の対象となった公文書数

実施機関	処理状況			合計 公文書数
	開示決定した 公文書数	部分開示決定 した公文書数	不開示決定し た公文書数	
市長	46	44	2	92
消防長	52	5	1	58
教育委員会	7	4	0	11
選挙管理委員会	0	0	0	0
公平委員会	1	0	0	1
監査委員	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0
合計公文書数	106	53	3	162

※ 文書不存在による不開示決定は除きます。

表10 主な請求内容及び各種件数

請求内容	件数	対象文書数
市民課受付の申請書（住民票の写しや印鑑登録証明書の交付申請）	6	27
相談記録	13	32
火災調査に関するもの	3	56

4 不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、表 11 のとおりです。

表 11 不開示又は部分開示の理由

理由	件数
開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（第78条第1項第1号）	0
開示請求者以外の個人に関する情報（第78条第1項第2号）	12
法人等に関する情報（第78条第1項第3号）	2
国の安全等に関する情報（第78条第1項第4号）	0
公共の安全等に関する情報（第78条第1項第5号）	0
審議、検討等に関する情報（第78条第1項第6号）	4
事務又は事業に関する情報（第78条第1項第7号）	20
存否不回答（第81条）	0
保有個人情報不存在（第82条第2項）	3
合 計	41

※ 1 件の決定に、複数の不開示理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

※ 存否不回答：保有個人情報の存在の有無を答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、その保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。

5 開示請求の個別の処理状況

開示請求の個別の処理状況は表 12 のとおりです。

6 保有個人情報の訂正、利用停止請求の件数及び処理状況

令和 6 年度は、保有個人情報の訂正、利用停止の請求はありませんでした。

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定の内容	不開示の理由	備考
1	4/17	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	開示		
2	5/1	私に係る戸籍謄抄本等附票等交付請求書一式（期間特定）	市民課	部分開示	第78条第1項第2号第7号ロ	
3	5/1	私が質問及び提言した内容に対する回答（期間特定）	くらし安心課	開示		
			財政課	開示		
			経済振興課	開示		
			農業振興課	開示		
			南越谷にぎわい推進室	開示		
4	5/1	私が質問及び提言した内容に対する回答（期間特定）	人事課	開示		
			指導課	開示		
			教育総務課	開示		
			生涯学習課	開示		
5	5/27	私の相談記録	学務課	開示		
5	5/27	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第78条第1項第6号第7号	
6	5/29	私に係る戸籍謄抄本等附票等交付請求書一式（期間特定）	市民課	開示		
7	6/7	消防通報及び消防隊等の無線通話等、全ての音声記録（火災番号等特定）	指令課	開示 不開示	第78条第1項第2号 不開示	
8	6/10	私の子どものいじめ事案に係る話し合いの記録、学校が調査した内容（日付等特定）	指導課	部分開示	第78条第1項第2号	
9	6/17	住民票の写し等の請求書（期間等特定）	市民課			取下げ
10	7/1	私に係る戸籍謄抄本等附票等交付請求書一式（期間特定）	市民課	部分開示	第78条第1項第2号第7号ロ	
11	7/16	私が請求したものを除く私に係る住民票の請求書（期間特定）	市民課	開示 部分開示	第78条第1項第2号第7号ロ	
12	8/13	火災調査書、消防活動総括表（火災番号等特定）	大相模分署	部分開示	第78条第1項第2号第7号ロ	
13	8/20	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第78条第1項第7号	
14	8/20	私が写る防犯カメラの映像（期間特定）	庁舎管理課	不開示	第78条第1項第7号ロ 不開示 不存在	
15	8/23	私の相談記録（期間特定）	保健総務課	部分開示	第78条第1項第2号第3号	
16	9/4	防犯カメラの映像（期間等特定）	庁舎管理課	不開示	第78条第1項第7号ロ 不開示 不存在	

表12 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定の内容	不開示の理由	備考
17	9/13	私が質問及び提言した内容に対する回答（期間特定）	南越谷にぎわい推進室	開示		
			財政課	開示		
			行政管理課	開示		
			人事課	開示		
			くらし安心課	開示		
			経済振興課	開示		
			農業振興課	開示		
18	9/13	私が質問及び提言した内容に対する回答（期間特定）	教育総務課	開示		
			学務課	開示		
			指導課	開示		
19	9/26	救急活動記録票（日付等特定）	蒲生分署	部分開示	第78条第1項第7号ロ	
20	10/1	市職員との通話記録（日時等特定）	庁舎管理課	開示		
21	10/4	救急活動記録票（日付等特定）	谷中分署	部分開示	第78条第1項第7号ロ	
22	10/21	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第78条第1項第6号第7号	
23	10/28	私の相談記録（期間特定）	健康づくり推進課	部分開示	第78条第1項第2号第7号	
24	11/13	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第78条第1項第7号	
25	12/19	越谷市立図書館が保有する私の情報	図書館	不開示	不存在	
26	1/16	健康づくり推進課の訪問・面接記録（期間特定）	健康づくり推進課	部分開示	第78条第1項第2号第7号	
27	2/6	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第78条第1項第6号第7号	
28	2/18	火災調査書（火災番号等特定）	大相模分署	部分開示	第78条第1項第2号第7号	
29	2/20	私の相談記録（期間特定）	人事課	開示		
			青少年課	開示		
30	3/3	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第78条第1項第3号第7号	
31	3/7	通知文に記載されている事業所に提出を求めた書類（文書番号特定）	介護保険課	部分開示	第78条第1項第2号第7号ロ	第三者意見照会実施
32	3/7	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第78条第1項第7号	
33	3/10	住民票等の写しの請求書（日付等特定）	市民課	部分開示	第78条第1項第2号	
34	3/19	私の相談記録（期間特定）	公平委員会	開示		
35	3/31	私の相談記録	人権・男女共同参画推進課	部分開示	第78条第1項第6号第7号	

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求や保有個人情報の開示・訂正・利用停止の請求に対する決定等について審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じ、公平かつ迅速な審査を行う市長の附属機関です。諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重し、当該審査請求についての裁決を行います。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています。（表13）

表13 審査会委員 (令和7年3月31日現在)

氏 名	備 考
会 長 吉 村 総 一	弁 護 士
会長職務代理者 松 浦 麻里沙	弁 護 士
佐 藤 匡	大 学 准 教 授

2 審査会の開催状況

令和6年度の審査会の開催状況は、表14のとおりです。（5回開催）

表14 審査会の開催状況

	開 催 日	主 な 内 容
第 1 回	令和6年 4月30日	32、33号事案の審査
第 2 回	令和6年 5月10日	32、33号事案の審査 審査請求人による口頭意見陳述を聴取
第 3 回	令和6年 7月 9日	32、33号事案の審査 33号事案の答申
第 4 回	令和6年 8月19日	32号事案の審査 実施機関から口頭理由説明の聴取
第 5 回	令和6年 8月30日	32号事案の審査、答申

3 審査請求の処理状況

令和6年度に審査を行った審査請求は、情報公開制度（情）に関わるものが1件、個人情報保護制度（個）に関わるものが1件でした。

審査請求の処理状況は、表15のとおりです。

表15 審査請求の処理状況

事案 番号	処分の概要	審査請求日	諮問日	答申内容
		所管課	答申日	
32 (個)	開示請求者が介護保険課に要望した件に関し、介護保険課が法人に対して依頼した文書及びその法人が提出した文書の部分開示決定（第三者不服申立て）	R5.7.14	R5.12.14	一部を除外する 開示とある
		介護保険課	R6.8.30	
33 (情)	地番図と路線価図（SHAPEファイル形式でマスターデータと共に提供を求めるもの）の非公開決定	R5.9.21	R5.11.14	公文書非公開 決定は妥当である
		資産税課	R6.7.9	

4 審査会答申（第32号）

答 申

第1 審査会の結論

処分庁越谷市長（以下「処分庁」という。）が、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第86条第3項に基づき、令和5年6月30日付け越介保第400-2号により行った「保有個人情報開示決定第三者宛て通知書（以下「本件通知書」という。）」における一部を開示することとした処分（以下「本件処分」という。）は、⑦-(2)欄及び⑬-(3)欄並びに⑫-(5)欄における『上記の対応』及び『要因（なぜ起こったのか）』欄の部分（実際には、その下段である『今後の対策』欄も含む。）の「第5文」以外の部分については、妥当であると判断するが、⑫-(5)欄における『上記の対応』及び『要因（なぜ起こったのか）』欄の部分（実際には、その下段である『今後の対策』欄も含む。）の「第5文」については妥当とは言えず、不開示とすることが相当であると判断する。

第2 審査請求の経緯

1 開示請求について

開示請求者は、令和5年6月1日付けで処分庁に対し、法第77条第1項に基づく保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。処分庁は、開示請求者に請求内容の確認を行い、本件開示請求に係る請求内容は「令和5年2月28日に私が介護保険課に要望した件に関し、越谷市（介護保険課）が令和5年3月20日を提出期限として有限会社オリンコーポレーション（以下「審査請求人」という。）に依頼した文書及びそれに対する同社からの提出文書」という内容であることを特定した。

なお、開示請求者は、本件開示請求より前に、開示請求者に対する審査請求人の対応について介護保険課へ調査の申出を行っている。本件は、その調査のために介護保険課が審査請求人に書類提出を求めた文書と、それに対して審査請求人が提出した文書が求められている。

2 意見照会の実施について

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報を、「文書の提出について（依頼）（令和5年3月8日越介保第1760号）」及び「別紙2の内容に対する回答（介護保険課受付日：令和5年3月20日）」であることを特定した上で、内容に第三者である審査請求人に関する情報が記録されていることから、法第86条第1項に基づき、令和5年6月15日付けで審査請求人に対し第三者意見照会書を送付した。

審査請求人は、令和5年6月20日付けで処分庁に対し、特定の部分を不開示にすることを求める意見書を提出した。

3 本件開示請求に対する決定について

処分庁は、意見書の内容等を踏まえ、令和5年6月30日に本件開示請求に対し、部分開示決定を行い、開示請求者に対しては部分開示決定通知書を、審査請求人に対しては保有個人情報開示決定第三者宛て通知書を送付した。

4 審査請求及び執行停止について

審査請求人は、本件処分を不服とし、令和5年7月14日付けで、処分庁に対し、本件対象文書のうち⑦-(2)欄、②③-(3)欄、⑫-(5)欄に関する部分の開示決定を取り消し、不開示を求める行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行うとともに、本件開示決定の執行の停止を求める申立てを行った。

処分庁は、同日、本件決定に係る執行の停止を決定し、開示請求者及び審査請求人に対して通知した。

5 諮問について

審査庁越谷市長は、処分庁及び審査請求人に対して弁明書及び反論書の提出機会の付与並びに口頭意見陳述を実施し審理手続を行った後、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき令和5年12月14日付けで当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

本件審査請求に係る令和5年12月14日付け諮問書一式、令和6年2月8日付け主張書面及び令和6年5月10日実施の口頭意見陳述の内容を要約すれば、審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) ⑦-(2)欄及び②③-(3)欄は、法人の専門的知見や、ノウハウ等を含め検討した部分であるため、法第78条第1項第3号イに該当する。
- (2) ⑫-(5)欄は、個人的な主観と捉えられる内容があり、個人の利益を害するおそれがあるため、法第78条第1項第3号イに該当する。
- (3) なお、処分庁が主張する「審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないことから不開示とする理由が無い」という点については、文字だけの判断であり、実際の開示請求者とのやり取りでは、開示請求者が対応者に対して攻撃的な口調で話すため、対応者が開示請求者から何をされるかわからないという恐怖を感じるものがある。開示をすることで、開示請求者からその部分に関する問合せが入り、サービスの提供自体は終了しているにも関わらず、今後に対応を要することが精神的に厳しく、従業員への影響も極めて大きいことから、審査請求人の権利を害するおそれがないとの弁解は成り立たない。
- (4) よって、本件処分のうち、⑦-(2)欄、②③-(3)欄、⑫-(5)欄に関する部分の取消しを

求める。

第4 処分庁の主張要旨

本件通知書、令和5年8月9日付け越介保第606-1号の弁明書及び口頭による理由説明の内容を要約すれば、処分庁の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) ⑦-(2)欄は、審査請求人が令和2年12月に利用者及び家族向けに発出した文書並びに厚生労働省老健局作成の手引き及びマニュアルに記載されている情報であることから、審査請求人の専門的な知見やノウハウ等を含め検討した内容とは言えない。
- (2) ②③-(3)欄は、社会通念上、至極まっとう、かつ、一般的対応である。また、連絡内容に関しても、社会通念上一般的なものであり、これらを開示することをもって、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられない。
- (3) ⑫-(5)欄のうち「内容（5W1H）」欄以前の部分については、開示請求者以外の個人の署名であり、法第78条第1項第7号ロに該当するとして不開示としている記入者名欄を除き、開示請求者が苦情を申し出た事実、氏名、住所など、当然開示請求者自らが知り得ていることであり、客観的な事実を記載しているものであることから、これを不開示とすることに合理性がない。また、「上記の対応」及び「要因（なぜ起こったのか）」欄の部分については、審査請求人の従業員と開示請求者のやり取りを客観的に記載した事実であり、当然、このことも開示請求者自らが認識していることである。
- (4) 本件事業所において作成し、利用者に配付する「指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（介護保険・医療保険）重要事項説明書」では、『『個人情報の保護に関する法律』及び厚生労働省が策定した『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』を遵守し、適切な取扱いに努めます。』とある。それらの趣旨からすると、仮に、開示請求者が審査請求人に対して法第33条第1項の規定による保有個人データの開示請求を行った場合、開示請求者が入手し得る情報であると言え、記入者の個人的な主観と捉えられる内容があり、開示請求者と記入者双方の個人情報という二面性があったとしても、それを理由に不開示とすることはできない。
- (5) 確かに、審理手続において提供された音声を確認したところ、開示請求者が高圧的で説明を被せてくるようなことはあった。しかし、内容自体は、ヒヤリハット事故報告書／検討会記録（開示請求者からの電話記録）と同じ内容であることを確認するだけである。そのため、不開示性に乏しいと考える。
- (6) よって、本件処分は違法ではないから、審査請求人の審査請求は棄却されるべきである。

第5 本件開示請求にかかる保有個人情報の特定及び不開示部分の整理について

1 本件開示請求に係る保有個人情報について

処分庁は、本件開示請求に対し、以下2件の保有個人情報を特定した。

① 文書の提出について（依頼）（令和5年3月8日越介保第1760号）

開示請求者が申し出た内容に関して、介護保険課が審査請求人へ書類の提出を求めた文書

② 別紙2の内容に対する回答（介護保険課受付日：令和5年3月20日）

介護保険課が求めた前述の書類の提出に対して、審査請求人が提出した文書

2 処分庁による本件部分開示決定とその理由について

処分庁は、2件の保有個人情報について各情報の一部に法第78条各号に規定する不開示情報が記録されているため、当該部分を不開示とする部分開示決定を行い、開示請求者及び審査請求人に対して通知書を送付した。

本件処分に対して、処分庁が行った部分開示決定とその理由、及び審査請求人が不開示を求める部分とその理由は、別紙のとおりである。

第6 審査会の判断

1 審査会の姿勢

本市は、これまでも個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び越谷市による基本方針となる個人情報保護条例を定め、市の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う市の各部門についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定め、越谷市情報公開・個人情報保護審査会を設置するとともに、市の各機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する姿勢を大切にしてきた。

令和5年4月の「個人情報の保護に関する法律」の施行以降、本市は、法の趣旨（法第1条）にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、本市の区域の特性に応じて、本市の機関、本市区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有している（法第5条）。と同時に、本市は、本市の「機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる」ものとしている（法第12条第1項）。

審査会は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年条例第11号。以下「本件条例」という。）に基づき「行政不服審査法第81条第1項の規定により、市長の附属機関として」（本件条例第1条）設置されている。また、その所管事項として、「法又は他の法律若しくは条例の規定に基づく審査請求のうち」、「越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第17条第1項の規定により審査会に諮問することとされた審査請求」・「個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問することとされた審査請求」・「越

谷市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３４号）第４５条第１項の規定により審査会に諮問することとされた審査請求」に係る「諮問に応じ審査する」ものとされている（本件条例第２条）。そのため、当審査会の審理範囲についても原則としてこの所管事項に限局されるものである。上記のように、そもそも、当審査会は、審査請求を契機として、審査請求に係る諮問に応じ審査する。したがって、当審査会は審査請求の内容に沿うようにその審理範囲も審理内容も原則として限局されるものである。その中で、当審査会は、審査請求の内容を精査し、実施機関の処分の適法性・妥当性について、本件条例の趣旨・目的に照らし、厳密に審査することとなる。

当審査会は、上記の姿勢から、審査請求人の審査内容について精査した。

なお、本件は、「第２ 審査請求の経緯」にあるとおり、開示請求者による本件開示請求に対して、処分庁が請求内容の確認を行い、本件開示請求に係る保有個人情報の内容に第三者である審査請求人に関する情報が記録されていることから、法第８６条第１項に基づき審査請求人に対し第三者意見照会を実施し、その上で本件開示請求について部分開示決定を行い、審査請求人に保有個人情報開示決定第三者宛て通知書を送付したところ、審査請求人は、本件部分開示決定を不服として本件審査請求を行うとともに、本件開示決定の執行の停止を求める申立てを行ったものである。そのため、本件の特徴は、処分庁が開示しようとしている情報に対して、審査請求人が不開示を求めている点にある。

２ 審査内容

(1) 審査請求人の主張要旨(1)について

審査請求人は、「⑦-(2)欄及び②③-(3)欄は、法人の専門的知見や、ノウハウ等を含め検討した部分であるため、法第７８条第１項第３号イに該当する。」と主張している（本答申第３(1)）。つまり、⑦-(2)欄及び②③-(3)欄が開示されると、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるというのである。

一方、この主張に対して、処分庁は、⑦-(2)欄は、審査請求人が既に「利用者及び家族向けに発出した文書並びに厚生労働省老健局作成の手引き及びマニュアルに記載されている情報であることから、審査請求人の専門的な知見やノウハウ等を含め検討した内容とは言え」ず（本答申第４(1)）、また、②③-(3)欄は、「社会通念上、至極まっとう、かつ、一般的対応であ」って、「連絡内容に関しても、社会通念上一般的なものであり、これらを開示することをもって、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられない。」（本答申第４(2)）と主張している。

これに対して、審査請求人は、「処分庁が主張する『審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないことから不開示とする理由が無い』という点については、文字だけの判断であり、実際の開示請求者とのやり取りでは、開示請求者が対応者に対して攻撃的な口調で話すため、対応者が開示請

求者から何をされるか分からないという恐怖を感じるものがある」(本答申第3(3)第1文)り、「開示をすることで、開示請求者からその部分に関する問合せが入り、サービスの提供自体は終了しているにも関わらず、今後も対応を要することが精神的に厳しく、従業員への影響も極めて大きいことから、審査請求人の権利を害するおそれがないとの弁解は成り立たない。」(本答申第3(3)第2文)と主張する。

そこで、審査請求人の主張に対する処分庁の主張が妥当かどうか判断するに、⑦-(2)欄については、処分庁の主張のとおり、確かに、既に「利用者及び家族向けに発出した文書並びに厚生労働省老健局作成の手引き及びマニュアルに記載されている情報」(本答申第4(1))であることから、既に公開済みの情報であって、かつ、審査請求人の専門的な知見やノウハウ等を含め検討した内容とは認めることはできない情報であり、また、②③-(3)欄についても、処分庁の主張のとおり、確かに、「社会通念上一般的な連絡内容」(本答申第4(2))の情報であることから、これらを開示することをもって、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認めることができない。審査請求人の主張する「実際の開示請求者とのやり取りでは、開示請求者が対応者に対して攻撃的な口調で話すため、対応者が開示請求者から何をされるか分からないという恐怖を感じるものがある」(本答申第3(3)第1文)ったとしても、⑦-(2)欄については既に公開されている情報であり、②③-(3)欄についてもこの内容を開示されることによって審査請求人の主張するような攻撃を受ける蓋然性も攻撃を受ける根拠となり得るものであるとも認めることができないことから、⑦-(2)欄についても②③-(3)欄についても「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(法第78条第1項第3号イ)であると認めることはできず、これらの情報を不開示とする必要性が認められないことから、審査請求人の主張に対する処分庁の主張は妥当であると判断する。

(2) 審査請求人の主張要旨(2)について

審査請求人は、「⑫-(5)欄は、個人的な主観と捉えられる内容があり、個人の利益を害するおそれがあるため、法第78条第1項第3号イに該当する。」と主張している(本答申第3(2))。つまり、⑫-(5)欄が開示されると、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるというのである。

一方、この主張に対して、処分庁は、「⑫-(5)欄のうち、「内容(5W1H)」欄以前の部分については、開示請求者以外の個人の署名であり、法第78条第1項第7号ロに該当するとして不開示としている記入者名欄を除き、開示請求者が苦情を申し出た事実、氏名、住所など、当然開示請求者自らが知り得ていることであり、客観的な事実を記載しているものであることから、これを不開示とすることに合理性がない。」(本答申第4(3)第1文)と主張し、また、『「上記の対応」及び「要因(なぜ起こったのか)」欄の部分については、審査請求人の従業員と開示請求者のやり取りを客観的に記載した事実であり、当然、このことも開示請求者自らが認識していることである。」(本答申第4(3)第2文)と主張している。

これに対して、審査請求人は、「処分庁が主張する『審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないことから不開示とする理由が無い』という点については、文字だけの判断であり、実際の開示請求者とのやり取りでは、開示請求者が対応者に対して攻撃的な口調で話すため、対応者が開示請求者から何をされるか分からないという恐怖を感じるものがある」（本答申第3(3)第1文）、「開示をすることで、開示請求者からその部分に関する問合せが入り、サービスの提供自体は終了しているにも関わらず、今後も対応を要することが精神的に厳しく、従業員への影響も極めて大きいことから、審査請求人の権利を害するおそれがないとの弁解は成り立たない。」（本答申第3(3)第2文）と主張する。

そこで、審査請求人の主張に対する処分庁の主張が妥当かどうか判断するに、処分庁は「⑫-5欄のうち『内容（5W1H）』欄以前の部分については、開示請求者以外の個人の署名であり、法第78条第1項第7号ロに該当するとして不開示としている記入者名欄を除き、開示請求者が苦情を申し出た事実、氏名、住所など、当然開示請求者自らが知り得ていることであり、客観的な事実を記載しているものであることから、これを不開示とすることに合理性がない」（本答申第4(3)第1文）と主張するが、記入者名欄については、記入者による記入者氏名の自署があり、この部分を不開示とすることについては、審査請求人・処分庁双方争いはないものの、それ以外の部分については、処分庁の主張のとおり、「これを不開示とすることに合理性がない。」（本答申第4(3)第1文）と言えることから、この部分についての処分庁の主張は妥当である。

また、処分庁の『上記の対応』及び『要因（なぜ起こったのか）』欄の部分については、審査請求人の従業員と開示請求者のやり取りを客観的に記載した事実であり、当然、このことも開示請求者自らが認識していることである。」（本答申第4(3)第2文）との主張に対しては、審査請求人の主張する「個人的な主観と捉えられる内容」（本答申第3(2)）であることが認められ、これまでの審査請求人・開示請求者との間の関係性を踏まえ、その経緯を鑑みると、これを開示することに対して、審査請求人が、「対応者が開示請求者から何をされるか分からないという恐怖を感じる」（本答申第3(3)第1文）との主張に理由がないとは言えず、当該部分の第5文に限っては、当該法人の営業上の正当な利益を害する一定の蓋然性が認められる。しかしながら、当該部分の第1文・第2文・第3文・第4文・第6文については、「審査請求人の従業員と開示請求者のやり取りを客観的に記載した事実であり、当然、このことも開示請求者自らが認識していることである。」（本答申第4(3)第2文）ことが認められ、この部分についての処分庁の判断は妥当である。よって、⑫-5欄において『上記の対応』及び『要因（なぜ起こったのか）』欄の部分（実際には、その下段である『今後の対策』欄も含む。）の「第5文」については、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（法第78条第1項第3号イ）であると認められることから、これらの情報について不開示とすることの必要性が認

められ、よって、『上記の対応』及び『要因（なぜ起こったのか）』欄の部分（実際には、その下段である『今後の対策』欄も含む。）の「第5文」については、審査請求人の主張に対する処分庁の主張は妥当であるとは判断し得ない。一方、その他の部分については、審査請求人の主張に対する処分庁の主張は妥当である。

3 結論

以上のことから、⑦-(2)欄及び⑬-(3)欄並びに⑫-(5)欄における『上記の対応』及び『要因（なぜ起こったのか）』欄の部分（実際には、その下段である『今後の対策』欄も含む。）の「第5文」以外の部分に対する処分庁の開示決定については、妥当であると判断するが、⑫-(5)欄における『上記の対応』及び『要因（なぜ起こったのか）』欄の部分（実際には、その下段である『今後の対策』欄も含む。）の「第5文」に対する処分庁の開示決定については妥当とは言えず、不開示とすることが相当であると判断する。

第7 審査の経過

当審査会での処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処理内容
令和5年12月14日	実施機関から諮問書を受理
令和6年 3月 5日	審査
令和6年 3月21日	審査
令和6年 3月29日	審査、実施機関から口頭理由説明の聴取
令和6年 4月30日	審査
令和6年 5月10日	審査、審査請求人による口頭意見陳述を聴取
令和6年 7月 9日	審査
令和6年 8月19日	審査、実施機関から口頭理由説明の聴取
令和6年 8月30日	審査

令和6年 8月30日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 吉 村 総 一
 委 員 松 浦 麻里沙
 委 員 佐 藤 匡

本件審査請求に係る争点整理表

別紙

対象文書の内容及び不服が申し立てられた部分

文書名：文書の提出について（依頼）（令和5年3月8日越介保第1760号）

文書内容：開示請求者が申し出た内容に関して介護保険課が審査請求人へ書類の提出を求めた文書

頁 番号	項目番 号	概要	原処分で 不開示とした部分	審査請求人が 不開示を求める部分
			理由（法第78条該当性）	理由（法第78条該当性）
※不開示部分は存在するが、審査請求において取消が求められている部分は無いため省略				

文書名：別紙2の内容に対する回答（介護保険課受付日：令和5年3月20日）

文書内容：対象文書①に対して審査請求人が提出した文書

頁 番号	項目 番号	概要	原処分で 不開示とした部分	審査請求人が 不開示を求める部分
			理由（法第78条該当性）	理由（法第78条該当性）
⑦	(2)	依頼内容に係る回答のうち、従業者が新型コロナウイルス感染症感染した時の対応に関する部分	(2)の内容のうち、ガイドライン等に記載されておらず、審査請求人独自で定めた又は検討した部分	(2)の内容全て
			第1項第3号イ	第1項第3号イ
⑫	(5)	ヒヤリハット・事故報告書/検討会記録 （開示請求者からの電話記録）	⑫の文書のうち、記入者名（署名部分）	⑫(5)の内容全て
			第1項第7号ロ	第1項第3号イ
⑬	(3)	「『苦情』・『利用者の急変』・『事故』について」のうち、利用者の急変時・事故発生時の対応における連絡方法の欄	無し （当該部分は開示）	(3)の内容全て
			-	第1項第3号イ

4 審査会答申（第33号）

答 申

第1 審査会の結論

越谷市長（以下「実施機関」という。）が、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）第11条第3項に基づき、令和5年8月25日付け越資税第46号により行った公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

1 公開請求について

審査請求人は、令和5年8月1日付けで実施機関に対し、本件条例第6条第1項に基づき、「地番参考図と路線価図を SHAPE ファイル形式(拡張子が「.shp」、「.shx」、「.dbf」の3つ)でマスターデータと一緒にご提供いただきたい。 *マスターデータとは大字・小字コード表です」という内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 本件公開請求に対する決定について

実施機関は、本件公開請求に対し、対象文書は「①地番図（以下「本件対象文書①」という。）」及び「②路線価図（以下「本件対象文書②」という。）」であると特定した。しかし、本件対象文書①は地方税法に基づく交付制度があり、本件条例が適用されないこと、本件対象文書②は一般公開されており公文書に該当しないことを理由に非公開決定を行った。

3 審査請求等について

審査請求人は、本件非公開決定を不服とし、令和5年9月21日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

実施機関は、本件条例第17条に基づき、令和5年11月14日付けで当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

本件審査請求に係る令和5年9月21日付け審査請求書の内容を要約すれば、審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人からは反論書の提出及び口頭意見陳述の希望はなかった。

- (1) 本件条例第26条の規定に基づき非公開としているが、本件条例は24年以上前に制定された条例であり、「情報化の進展状況を勘案した」条例であるとは思え

ない。

- (2) 情報化の進展は日進月歩であり、政府も積極的に推進していることは、広く認められているこの時代に、2000年当時に制定された条例を根拠に本件請求を却下されたことは承服致し兼ねる。
- (3) よって、情報公開制度「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき客観的第三者の有識者による審査を求め、「本件非公開決定の処分を取消し、対象文書の全部を公開する」判決を望む。

第4 実施機関の主張要旨

本件非公開決定に係る公文書非公開決定通知書、令和5年11月14日付け越資税第83-2号の弁明書及び口頭による理由説明の内容を要約すれば、実施機関の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書①は、SHAPE ファイル形式のものを保有しているが、本市において固定資産課税台帳を構成する図面として、地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の2の規定に基づく閲覧に供しており、他の法令等による閲覧等が可能であることから、本件条例第26条の規定により、「公文書」であっても条例に基づく公文書公開請求の対象とならない。
- (2) 本件対象文書②は、紙でのみ保有しているが、全国の市町村が保有する路線価図のデータが都道府県を経由して一般財団法人資産評価システム研究センターに提供され、同センターのホームページ上で公表されており、情報として一般に容易に入手できるものであることから、本件条例第2条第2項第1号により、公開請求の対象となる「公文書」に該当しない。
- (3) よって、本件処分は条例に基づき適正に判断したものである。
- (4) なお、本件対象文書については、情報提供依頼による個別の提供やオープンデータ化によるインターネット上での公表の検討をしているが、費用負担やデータ形式について課題が残されており、現時点では提供できない旨、審査請求人に説明し理解を求めた。

第5 審査会の判断

1 本件条例の趣旨・目的

本件条例は、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与する」（前文）ため、「市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的としている。そして、このような趣旨・目的を踏まえ、何人にも公文書の公開を請求できる権利を認めるとともに（第5条）、公開請求があったときは、実施機関に、第7条各号に明記された情報が含まれる場合を除き、原

則として、請求に係る公文書を公開しなければならない義務を課している（第7条本文）。

これらの諸規定の解釈・運用に当たっては、本件条例の趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限尊重することを基本とすべきであると考えられることから、本件審査請求を審査するに当たっても、当審査会は、本件非公開決定の妥当性を厳密に審査することとする。

2 本件公開請求にかかる公文書について

- (1) 本件公開請求の公文書公開請求書には、「地番参考図と路線価図を SHAPE ファイル形式（拡張子が「.shp」、「.shx」、「.dbf」の3つ）でマスターデータと一緒にご提供いただきたい。＊マスターデータとは大字・小字コード表です」と記載されていた。

これに対して、実施機関は、「地番図」及び「路線価図」を対象文書として特定し、「マスターデータ」を対象文書とはしていない。しかし、「マスターデータと一緒に」という記載は、審査請求人が「地番参考図」及び「路線価図」の他に「マスターデータ」という文書の公開を請求していると解する余地もあるため、実施機関がマスターデータを対象文書としなかったことに問題がないか、まず検討する。

- (2) マスターデータがいかなるものかについて、本件公文書公開請求書には「マスターデータとは大字・小字コード表です」と記載されている。大字・小字コード表とは地番をコンピュータ処理するために体系化した情報であり、それ単体としては特定の地域に割り振られた数値の一覧表にすぎない。地番図のような地図の電磁的記録に大字・小字コードを使用して地番情報を取り込むことで、地名による地図検索等を行うことができるようになるものである。
- (3) そうすると、本件公開請求では、「マスターデータ」は、「地番図」及び「路線価図」を地番と結び付けた地図として視覚化するために必要な情報として、「地番図」及び「路線価図」と一体をなしている情報だということがわかる。

したがって、実施機関が「マスターデータ」単体を対象文書として特定せず、公開の可否を検討しなかったことは不当ではない。当審査会においても、マスターデータ単体としての公開の可否の検討はしないこととする。

以上から、本件では、「地番図」（本件対象文書①）及び「路線価図」（本件対象文書②）について、実施機関が非公開決定を行ったことについての妥当性を検討する。

3 本件対象文書①の非公開決定について

- (1) 検討の対象

本件非公開決定は、本件対象文書①を非公開とする理由を、「地番図は固定資産課税台帳を構成する図面として、地方税法第382条の2の規定に基づく閲覧に

供しており、他の法令等による閲覧等が可能なものである」としているが、これは紙媒体の地番図について述べたものである。しかし、本件公開請求は「地番参考図と路線価図を SHAPE ファイル形式（拡張子が「.shp」、「.shx」、「.dbf」の3つ）でマスターデータと一緒にご提供いただきたい。」というものであり、紙媒体ではなく電磁的記録の公開を求めている。そこで、当審査会では、実施機関が本件対象文書①の電磁的記録を公開しなかったこと、及び紙媒体の文書も非公開としたことの相当性をあわせて検討する。

(2) 本件対象文書①の電磁的記録を実施機関が保有していたかどうか

本件条例第2条第2項は、『公文書』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録……であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定めている。「当該実施機関が保有しているもの」とは、所管課長が具体的に公文書の存在を確認し、保管又は保存している状態をいう。

そこで、本件対象文書①の電磁的記録を実施機関が保有していたといえるのが問題となるが、令和6年3月5日に行った実施機関の口頭理由説明によれば、実施機関は本件対象文書①の SHAPE ファイル形式の電磁的記録を業務上作成し、CD-R で保管していたとのことであるから、実施機関は本件対象文書①の電磁的記録を保有していたことができる。

(3) 本件対象文書①の電磁的記録の公開について

公文書の公開の方法については本件条例第15条が定めており、同条は「公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により……行う」と規定する。そして、越谷市情報公開条例施行規則（平成11年規則第45号。以下「本件規則」という。）第3条（3）は、電磁的記録である公文書の公開は「録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録」については「視聴又は写しの交付」によって行い、それ以外の電磁的記録については「記録された情報を通常の方法により印字装置を用いて出力したものの閲覧又はその写しの交付」によって行うと定めている。

本件対象文書①の電磁的記録を公開する場合、これらの規定に基づくと、本件対象文書①は「録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録」には該当しないから、公開するにはその図面を紙に印刷して交付することとなり、電磁的記録のまま交付することまでは要請されていない。

このことから、実施機関が本件対象文書①を電磁的記録として交付しないと判断したことが違法であるということとはできない。

なお、電磁的記録を紙に印刷して交付するとしている本件規則の問題性については、「5 付言」において指摘する。

(4) 本件対象文書①の紙媒体での公開について

本件対象文書①の電磁的記録のままの交付を行わないとすれば、紙媒体での交付について検討することとなる。

この点、本件条例第26条は、法令又は他の条例の規定によって閲覧等の対象となる公文書については、本件条例の適用を除外している。地番図は地方税法第382条の2の規定に基づく閲覧に供されているから、本件対象文書①は本件条例の適用から除外されることとなる。

したがって、実施機関が本件対象文書①は地方税法第382条の2の規定に基づく閲覧に供されているから本件条例の適用がないとして、公開しないと判断したことは妥当である。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件対象文書①について、その電磁的記録を交付する形式での公開を行わず、紙媒体での公開については地方税法第382条の2に基づく閲覧に供されていることを理由として本件非公開決定を行ったことは妥当である。

4 本件対象文書②の非公開決定について

- (1) 本件対象文書①について述べたのと同様に、本件対象文書②についても、審査請求人は「路線価図」の「SHAPE ファイル形式」の電磁的記録の公開を請求したと考えられる。そこで、実施機関が本件対象文書②の電磁的記録を公開しなかったこと、及び紙媒体の文書も非公開としたことの相当性をあわせて検討する。
- (2) 令和6年3月5日に行った実施機関の口頭理由説明によれば、実施機関は路線価図の電磁的記録は保有していないとのことであった。

公開請求の対象となる公文書を実施機関が保有していない場合に、実施機関が公開請求に該当する公文書を作成してまで交付する義務はないから、本件公開請求に対して、実施機関が路線価図の電磁的記録を交付しなかったことは違法不当ではない。

また、路線価図は一般財団法人資産評価システム研究センターが運用するウェブサイトにおいて公表されており、情報として一般に容易に入手することができるものである。

そして、本件条例第2条第2項第1号は、一般に容易に入手することができるものは本件条例の「公文書」にあたらないとしているから、本件対象文書②も本件条例の「公文書」には該当しないこととなる。

したがって、本件対象文書②は情報公開請求の対象となる「公文書」に該当しないとして、公開しないとした実施機関の判断は妥当である。

5 付言

本件非公開決定は本件条例、本件規則に基づき妥当であると判断したが、本件規則第3条については次のとおり問題があるので、付言する。

上述した通り、本件規則第3条(3)は、電磁的記録である公文書の公開は、録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録以外の電磁的

記録については、記録された情報を通常の方法により印字装置を用いて出力したものの閲覧又はその写しの交付によって行うと定めている。本件対象文書①についても、実施機関はその電磁的記録を保有しているものの、同規則の規定に鑑み、電磁的記録の交付による公開を行わなかった。

しかし、本件規則が制定されたのは平成11年であり、その後現在までの約25年間で、情報技術が急速に発展、普及したことは周知の事実である。現在は、膨大な量の情報が電磁的記録として管理され、それを利用する情報技術も広く一般に普及している。そのような状況で、電磁的記録の公開を印字装置を用いて出力して行うことを基本としていては、情報公開を受けた者が当該情報を有効に利用できないだけでなく、実施機関にとっても膨大な量の情報の出力作業を行わなければならない場合も考えられ、その負担も軽視できない。

このように、本件規則第3条は昨今の情報技術の普及状況に合致しない内容となっており、今後は電磁的記録を電磁的記録として交付することができるよう、改正されることが望まれる。また今後、本件公開請求と同様の情報公開請求が行われることも予想されるから、情報公開制度によらずとも、情報提供として電磁的記録を交付することもできるよう、実施機関において検討し、体制を整えて行くことが望ましいといえる。

6 結語

以上から、実施機関の各判断は妥当である。

第6 審査の経過

当審査会での処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処理内容
令和5年11月14日	実施機関から諮問書及び弁明書を受理
令和5年11月24日	審査請求人に弁明書（副本）を送付
令和5年12月28日	審査
令和6年 3月 5日	審査、実施機関から口頭理由説明の聴取
令和6年 3月21日	審査
令和6年 3月29日	審査
令和6年 4月30日	審査
令和6年 5月10日	審査
令和6年 7月 9日	審査

令和6年7月9日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 吉 村 総 一

委 員 松 浦 麻里沙

委 員 佐 藤 匡

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項及び審議会に諮問することとされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに保有した個人情報ファイル等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について、市長から報告を受け、及び意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表16）。

表16 審議会委員

（令和7年3月31日現在）

氏 名	選 任 区 分	備 考
大 野 聡 史	団 体 推 薦	越谷青年会議所
番 場 克 己		越谷商工会議所
野 田 和 子		越谷地区保護司会
園 田 光 政	公 募	
堀 内 真 一		
会 長 井 上 あすか	学 識 経 験 者	弁 護 士
片 平 秀 徳		学校教育関係者
高 橋 護		人権擁護委員
副会長 三 浦 文 子		大 学 准 教 授

※ 令和6年度中に公募委員1人の退任につき、令和7年11月21日までの現任期中は9人で構成しています。

2 審議会の開催状況

令和6年度の審議会の開催状況は、表17のとおりです。

表17 審議会の開催状況

	開催日	主 な 審 議 内 容
第1回	令和6年 9月24日	・ 令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について ・ 令和5年度個人情報ファイルの保有及び目的外利用の状況について ・ 令和5年度個人情報保護委員会への報告事項について ・ 特定個人情報保護評価（PIA）及び基幹業務システムの統一・標準化について
第2回	令和6年 12月17日	・ 特定個人情報保護評価書の第三者点検 - 市民税課：個人住民税賦課に関する事務 - 市民課：住民基本台帳に関する事務

第3回	令和7年 1月10日	・特定個人情報保護評価所の第三者点検 健康づくり推進課：予防接種に関する事務、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
-----	---------------	---

3 審議会への意見照会の状況

審議会への意見照会及び答申の状況は、表18のとおりです。

表18 審議会への意見照会の状況

番号	審議会	所管課	意見照会内容	答申内容
1	第2回	市民課	特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性について 住民基本台帳に関する事務	適当なものと認める
2	第2回	市民税課	特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性について 個人住民税賦課に関する事務	適当なものと認める
3	第3回	健康づくり 推進課	特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性について 予防接種に関する事務	適当なものと認める
4	第3回	健康づくり 推進課	特定個人情報保護評価書の適合性及び妥当性について 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種 の実施に関する事務	適当なものと認める

4 審議会答申

越 情 審 議 第 5 号
令和6年(2024年)12月17日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 井 上 あすか

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

令和6年11月22日付け越市民第449号で意見照会のありました住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すとともに、特定個人情報の取扱いに当たっては、運用ルールに則って適切に対応することを要望します。

越 情 審 議 第 6 号
令和6年(2024年)12月17日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 井 上 あすか

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

令和6年11月25日付け越市税第630号で意見照会のありました個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すとともに、特定個人情報の取扱いに当たっては、運用ルールに則って適切に対応することを要望します。

越 情 審 議 第 1 0 号
令和7年(2025年)1月10日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 井 上 あすか

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

令和6年12月23日付け越健推第904号で意見照会のありました予防接種に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すとともに、特定個人情報の取扱いに当たっては、運用ルールに則って適切に対応することを要望します。

越 情 審 議 第 1 1 号
令和7年(2025年)1月10日

越谷市長 福 田 晃 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 井 上 あすか

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

令和6年12月23日付け越健推第903号で意見照会のありました新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すとともに、特定個人情報の取扱いに当たっては、運用ルールに則って適切に対応することを要望します。

令和6年度（2024年度） 情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048-963-9136（直通）

編集 越谷市総務部総務課

令和7年(2025年)10月